

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
040010	県議会議長への県議会招集権の付与	地方自治法第101条第1項	普通地方公共団体の議会は、普通地方公共団体の長がこれを招集する	C		代議制民主主義における議会と執行機関の関係は地方自治制度の根幹をなす重要な事項であり、そのあり方は議長・議会など関係者によって意見も様々であり、制度設計の再構築にあたっては、制度のあるべき改革の方向について地方公共団体の代表者や各分野の有識者の意見を聴きながら幅広く議論して頂くことが適当であり、慎重な検討が求められるものである。			C		貴府が平成16年12月24日の経済財政諮問会議に提出した資料にあるように、地方議会の制度は、地方公共団体の統治機構の根幹に関わる問題であり、その在り方は地方制度調査会で慎重に議論されるべきものである。	提案の内容に関しては、第28次地方制度調査会において議論されることになるのか、明らかにされたい。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省回答には、提案内容に対する考え方が示されていない。「特区として対応不可」である理由を提案内容に即して示されたか、明らかにされたい。また、貴省回答に「地方公共団体の統治機構の根幹に関わる問題」とあるが、根幹に関わる問題であるがゆえ、全国的な対応ではなく、特区によって実験的な取組を可能とすることを要望するものである。	C		1001	1001010	県議会の招集権を議長にも付与する。	三重県議会改革推進会議	二元代表制下の議会活性化構想	
040020	県議会議員の複数常任委員会への所属	地方自治法第109条第2項	議員は、それぞれ一面の常任委員となる	C		代議制民主主義における議会制度は地方自治制度の根幹をなす重要な事項であり、そのあり方は議長・議会など関係者によって意見も様々であり、制度設計の再構築にあたっては、制度のあるべき改革の方向について地方公共団体の代表者や各分野の有識者の意見を聴きながら幅広く議論して頂くことが適当であり、慎重な検討が求められるものである。			C		貴府が平成16年12月24日の経済財政諮問会議に提出した資料にあるように、地方議会の制度は、地方公共団体の統治機構の根幹に関わる問題であり、その在り方は地方制度調査会で慎重に議論されるべきものである。	提案の内容に関しては、第28次地方制度調査会において議論されることになるのか、明らかにされたい。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省回答には、提案内容に対する考え方が示されていない。「特区として対応不可」である理由を提案内容に即して示されたか、明らかにされたい。また、貴省回答に「地方公共団体の統治機構の根幹に関わる問題」とあるが、根幹に関わる問題であるがゆえ、全国的な対応ではなく、特区によって実験的な取組を可能とすることを要望するものである。	C		1001	1001020	県議会議員が複数の常任委員会に所属することを可能とする。また、議長が常任委員会に所属しないことを認める。	三重県議会改革推進会議	二元代表制下の議会活性化構想	
040030	県議会への附属機関の設置	地方自治法第138条の4第3項	普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調査の機関を置くことができる	C		代議制民主主義における議会制度は地方自治制度の根幹をなす重要な事項であり、そのあり方は議長・議会など関係者によって意見も様々であり、制度設計の再構築にあたっては、制度のあるべき改革の方向について地方公共団体の代表者や各分野の有識者の意見を聴きながら幅広く議論して頂くことが適当であり、慎重な検討が求められるものである。			C		貴府が平成16年12月24日の経済財政諮問会議に提出した資料にあるように、地方議会の制度は、地方公共団体の統治機構の根幹に関わる問題であり、その在り方は地方制度調査会で慎重に議論されるべきものである。	提案の内容に関しては、第28次地方制度調査会において議論されることになるのか、明らかにされたい。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省回答には、提案内容に対する考え方が示されていない。「特区として対応不可」である理由を提案内容に即して示されたか、明らかにされたい。また、貴省回答に「地方公共団体の統治機構の根幹に関わる問題」とあるが、根幹に関わる問題であるがゆえ、全国的な対応ではなく、特区によって実験的な取組を可能とすることを要望するものである。	C		1001	1001030	県議会に「調査会」等の附属機関を設置し、専門的な課題について審査することを可能とする。	三重県議会改革推進会議	二元代表制下の議会活性化構想	
040040	知事が行う専決処分の見直し	地方自治法第179条	普通地方公共団体の議会が成立しないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。	C		代議制民主主義における議会と執行機関の関係は地方自治制度の根幹をなす重要な事項であり、そのあり方は議長・議会など関係者によって意見も様々であり、制度設計の再構築にあたっては、制度のあるべき改革の方向について地方公共団体の代表者や各分野の有識者の意見を聴きながら幅広く議論して頂くことが適当であり、慎重な検討が求められるものである。			C		貴府が平成16年12月24日の経済財政諮問会議に提出した資料にあるように、地方議会の制度は、地方公共団体の統治機構の根幹に関わる問題であり、その在り方は地方制度調査会で慎重に議論されるべきものである。	提案の内容に関しては、第28次地方制度調査会において議論されることになるのか、明らかにされたい。また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	貴省回答には、提案内容に対する考え方が示されていない。「特区として対応不可」である理由を提案内容に即して示されたか、明らかにされたい。また、貴省回答に「地方公共団体の統治機構の根幹に関わる問題」とあるが、根幹に関わる問題であるがゆえ、全国的な対応ではなく、特区によって実験的な取組を可能とすることを要望するものである。	C		1001	1001040	知事が行う専決処分の要件から、「地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、」を削除する。	三重県議会改革推進会議	二元代表制下の議会活性化構想	
040050	選挙権年齢の18歳以上の引き下げ	公職選挙法第9条第1項、第2項	・日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。 ・日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄である。いずれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、衆議院解散により廃案となったが、議員立法による法案として審議されているところ)。			C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄である。いずれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案が提出されたこともある)。	提案事項に係る国会における議論の状況に鑑み、制度を所管する省庁として、提案について「少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいか」という方向で検討を進める場を設ける等の措置ができないか、再度検討し、回答されたい。	提案事項に係る国会における議論の状況に鑑み、制度を所管する省庁として、提案について「少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいか」という方向で検討を進める場を設ける等の措置ができないか、再度検討し、回答されたい。	C		1230	1230010	満18歳以上の市民へ市政参加のため、地方参政権を付与する。	三次市	若い力で“みよし”を改革特区	
040050	選挙権年齢の18歳以上の引き下げ	公職選挙法第9条第1項、第2項	・日本国民で年齢満二十年以上の者は、衆議院議員及び参議院議員の選挙権を有する。 ・日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄である。いずれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、衆議院解散により廃案となったが、議員立法による法案として審議されているところ)。			C		選挙権年齢の問題は、民法上の成人年齢や刑法法での取扱いなど法律体系全般との関連も十分に考慮しながら検討すべき事柄である。いずれにせよ、選挙権年齢のあり方については、選挙の基本に関わる問題であるので、国会の各党各会派で十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案が提出されたこともある)。	提案事項に係る国会における議論の状況に鑑み、制度を所管する省庁として、提案について「少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいか」という方向で検討を進める場を設ける等の措置ができないか、再度検討し、回答されたい。	提案事項に係る国会における議論の状況に鑑み、制度を所管する省庁として、提案について「少なくとも特区において実現するためにはどうすればいいか」という方向で検討を進める場を設ける等の措置ができないか、再度検討し、回答されたい。	C		5062	5.1E+07	衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会議員、長の選挙権年齢を18歳以上に引き下げることとする。	倉吉市		

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
040060	最高裁判所の裁判官の国民審査と衆議院議員総選挙との期日前・不在者投票の同時実施	最高裁判所裁判官国民審査法第26条	最高裁判所裁判官国民審査において期日前投票及び不在者投票ができる期間は、審査の期日前7日から審査の期日前日までとされている。	C		最高裁判所裁判官国民審査について、衆議院議員総選挙の投票期間と同様の審査期間を確保するためには、国民審査の期日の告示を早める必要があるが、衆議院議員総選挙の公示前に審査の期日を告示することは、衆議院議員総選挙の期日の公示に先立ってその期日を予告することとなるものであり、提案の実施は困難である。	貴省回答では、最高裁判所裁判官国民審査について、衆議院議員総選挙の投票期間と同様の審査期間を確保するためには、国民審査の期日の告示を早める必要があるが、衆議院議員総選挙の公示前に審査の期日を告示することは、衆議院議員総選挙の期日の公示に先立ってその期日を予告することとなるものであり、提案の実施は困難である。	最高裁判所裁判官国民審査について、衆議院議員総選挙の投票期間と同様の審査期間を確保するためには、国民審査の期日の告示を早める必要があるが、衆議院議員総選挙の公示前に審査の期日を告示することは、衆議院議員総選挙の期日の公示に先立ってその期日を予告することとなるものであり、提案の実施は困難である。	C		最高裁判所裁判官国民審査について、衆議院議員総選挙の投票期間と同様の審査期間を確保するためには、国民審査の期日の告示を早める必要があるが、衆議院議員総選挙の公示前に審査の期日を告示することは、衆議院議員総選挙の期日の公示に先立ってその期日を予告することとなるものであり、提案の実施は困難である。		最高裁判所裁判官国民審査について、衆議院議員総選挙の投票期間と同様の審査期間を確保するためには、国民審査の期日の告示を早める必要があるが、衆議院議員総選挙の公示前に審査の期日を告示することは、衆議院議員総選挙の期日の公示に先立ってその期日を予告することとなるものであり、提案の実施は困難である。	C		最高裁判所裁判官国民審査について、衆議院議員総選挙の投票期間と同様の審査期間を確保するためには、国民審査の期日の告示を早める必要があるが、衆議院議員総選挙の公示前に審査の期日を告示することは、衆議院議員総選挙の期日の公示に先立ってその期日を予告することとなるものであり、提案の実施は困難である。	1105	1105010	宮崎市では、市民サービスの向上や行政事務の効率化をはかることで市民が求める的確な行政サービスを提供することにより、市民と行政が共にパートナーとして連携する市民等との協働によるまちづくりを推進しており、これが地域の活性化にもつながると考えられる。この市民サービスの環境として、衆議院議員総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官の国民審査において市民からの苦情が多かった。衆議院議員総選挙の期日前・不在者投票が投票日の11日前から行えるのに対して、国民審査は審査日の7日前からでないといけない現行制度を宮崎県において次期衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官の国民審査から実施できるようにする。これにより、有権者の苦情が解消し、選挙事務が簡素化され、業務の効率化が図られ、事務的ミスの危険性も低下する。	宮崎県 宮崎市	衆議院議員総選挙の期日に行われる最高裁判所裁判官の国民審査の期日前・不在者投票の期日選と同時実施
040070	複数期日前投票所における電気通信回線(専用回線)を通じての選挙人名簿の対照の可能化	公職選挙法第44条第2項、公職選挙法施行令第49条の7により読み替えで適用される第28条	選挙人は、選挙人名簿又は在外選挙人名簿との対照を終なければ投票することができない。 市町村の選挙管理委員会は、期日前投票所を設ける期間の初日において期日前投票所を開く時刻までに、投票管理者に、選挙人名簿又はその抄本(当該選挙人名簿が磁気ディスクをもって調製されている場合には、当該選挙人名簿と記録されている全部若しくは一部の事項を記録した電磁的記録媒体若しくは当該事項を記載した書類)を送付しなければならない。	C		期日前投票所におけるオンラインによる名簿対照については、期日前投票が確定投票であることから、ネットワークに生じる支障等の問題がないか、本人確認やその記録の保存のあり方として問題がないか等の観点から慎重に検討すべきである。 なお、オンラインにより、選挙人名簿に記録される投票用紙の交付に係る情報を期日前投票所間で交換することは差し支えないところであり、現行の制度によっても提案の趣旨を実現できると考える。	期日前投票所におけるオンラインによる名簿対照については、期日前投票が確定投票であることから、ネットワークに生じる支障等の問題がないか、本人確認やその記録の保存のあり方として問題がないか等の観点から慎重に検討すべきである。 なお、オンラインにより、選挙人名簿に記録される投票用紙の交付に係る情報を期日前投票所間で交換することは差し支えないところであり、現行の制度によっても提案の趣旨を実現できると考える。	C		期日前投票所におけるオンラインによる名簿対照については、期日前投票が確定投票であることから、ネットワークに生じる支障等の問題がないか、本人確認やその記録の保存のあり方として問題がないか等の観点から慎重に検討すべきである。 なお、オンラインにより、選挙人名簿に記録される投票用紙の交付に係る情報を期日前投票所間で交換することは差し支えないところであり、現行の制度によっても提案の趣旨を実現できると考える。		期日前投票所におけるオンラインによる名簿対照については、期日前投票が確定投票であることから、ネットワークに生じる支障等の問題がないか、本人確認やその記録の保存のあり方として問題がないか等の観点から慎重に検討すべきである。 なお、オンラインにより、選挙人名簿に記録される投票用紙の交付に係る情報を期日前投票所間で交換することは差し支えないところであり、現行の制度によっても提案の趣旨を実現できると考える。	C		期日前投票所におけるオンラインによる名簿対照については、期日前投票が確定投票であることから、ネットワークに生じる支障等の問題がないか、本人確認やその記録の保存のあり方として問題がないか等の観点から慎重に検討すべきである。 なお、オンラインにより、選挙人名簿に記録される投票用紙の交付に係る情報を期日前投票所間で交換することは差し支えないところであり、現行の制度によっても提案の趣旨を実現できると考える。	1106	1106010	宮崎市では、ITを積極的に取り入れ、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図るとともに市民と企業の情報活用能力の向上と情報化事業の広域的な取り組みによる地域の活性化を目的として「電子市役所」の構築を目指している。選挙管理委員会としては、「電子市役所」の構築の取組の中での市民サービスの向上の一環として、宮崎県区域において複数期日前投票所における名簿対照時間の効率化と二重投票の有無の確認の宮崎市長選挙のために、平成18年1月(見込み)の宮崎市長選挙から期日前投票所においてオンラインによる名簿対照を行えるようにしたい。期日前投票制度(平成15年12月1日施行)が創設されるまでは、名簿記録地の不在者投票(現行の期日前投票)について複数期日前投票所において電気通信回線を通じての選挙人名簿の対照の実施構想	宮崎県 宮崎市	複数期日前投票所における電気通信回線(専用回線)を通じての選挙人名簿の対照の可能化	
040080	期日前投票所の閉鎖時刻の繰下げ	公職選挙法第48条の2第3項により適用される第40条第1項	期日前投票所は、午前8時30分に開き、午後8時に閉じることとされている。ただし、2以上の期日前投票所を設ける場合においては、1の期日前投票所を除き、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所の閉じる時刻を繰り上げることができる。	C		期日前投票所の閉鎖時刻を午後8時以降に延長することについては、有権者の権利行使について公平の確保という要請があること、投票事務に従事する者の負担が過重となり管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討が必要である。 なお、期日前投票所の閉鎖時刻は、市町村の選挙管理委員会において定めるものであり、県が定める区域を対象として特例措置を講ずることは適当でないと考えられる。	期日前投票所の閉鎖時刻を午後8時以降に延長することについては、有権者の権利行使について公平の確保という要請があること、投票事務に従事する者の負担が過重となり管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討が必要である。 なお、期日前投票所の閉鎖時刻は、市町村の選挙管理委員会において定めるものであり、県が定める区域を対象として特例措置を講ずることは適当でないと考えられる。	C		期日前投票所の閉鎖時刻を午後8時以降に延長することについては、有権者の権利行使について公平の確保という要請があること、投票事務に従事する者の負担が過重となり管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討が必要である。 なお、期日前投票所の閉鎖時刻は、市町村の選挙管理委員会において定めるものであり、県が定める区域を対象として特例措置を講ずることは適当でないと考えられる。		期日前投票所の閉鎖時刻を午後8時以降に延長することについては、有権者の権利行使について公平の確保という要請があること、投票事務に従事する者の負担が過重となり管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討が必要である。 なお、期日前投票所の閉鎖時刻は、市町村の選挙管理委員会において定めるものであり、県が定める区域を対象として特例措置を講ずることは適当でないと考えられる。	C		期日前投票所の閉鎖時刻を午後8時以降に延長することについては、有権者の権利行使について公平の確保という要請があること、投票事務に従事する者の負担が過重となり管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討が必要である。 なお、期日前投票所の閉鎖時刻は、市町村の選挙管理委員会において定めるものであり、県が定める区域を対象として特例措置を講ずることは適当でないと考えられる。	1187	1187010	期日前投票所の閉鎖時刻を午後8時以降に延長することについては、有権者の権利行使について公平の確保という要請があること、投票事務に従事する者の負担が過重となり管理執行に支障が生じるおそれがあること等から、慎重な検討が必要である。 なお、期日前投票所の閉鎖時刻は、市町村の選挙管理委員会において定めるものであり、県が定める区域を対象として特例措置を講ずることは適当でないと考えられる。	茨城県	投票率向上のため期日前投票所の閉鎖時刻繰下げ構想	
040090	外国人への地方参政権の付与	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	C		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	貴省回答では、国会での十分な議論が必要とされていることであるが、提案主体からは、自治体でのモデルケースを作成すべき、また、地域を限定した「特区」として実証していくことが有意義であるとの考えが示されている。この点と右の提案主体からの意見とを踏まえ、制度を所管する省庁として、少なくとも特区として実現するためにはどうすればよいかという方向で検討できないか、回答されたい。	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	C		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	C		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	1229	1229010	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	三次市	共生推進三次特区
040090	外国人への地方参政権の付与	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	C		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	貴省回答では、国会での十分な議論が必要とされていることであるが、提案主体からは、自治体でのモデルケースを作成すべき、また、地域を限定した「特区」として実証していくことが有意義であるとの考えが示されている。この点と右の提案主体からの意見とを踏まえ、制度を所管する省庁として、少なくとも特区として実現するためにはどうすればよいかという方向で検討できないか、回答されたい。	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	C		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	C		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	1005	1005010	公職選挙法第9条第2項で、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は日本国民に限られているが、本市の議会の議員及び長の選挙権については、国籍要件を永住外国人に拡大するものとする。	京都府 京丹後市	市民との共生によるまちづくり特区～国境を超え、京丹後市のまちづくりでつなぐ～
040090	外国人への地方参政権の付与	公職選挙法第9条第2項	日本国民たる年齢満二十年以上の者で引き続き三箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。	C		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	貴省回答では、国会での十分な議論が必要とされていることであるが、提案主体からは、自治体でのモデルケースを作成すべき、また、地域を限定した「特区」として実証していくことが有意義であるとの考えが示されている。この点と右の提案主体からの意見とを踏まえ、制度を所管する省庁として、少なくとも特区として実現するためにはどうすればよいかという方向で検討できないか、回答されたい。	永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	C		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	C		永住外国人に対する地方参政権付与については、我が国の制度の根幹に関わる重要な問題でもあり、まずは国会の各党各会派において十分に議論がなされる必要がある(なお国会において、議員立法による法案として審議されているところ)。	1253	1253010	特区の認定を受けた地方公共団体において、当該地方公共団体に定住している外国籍住民に参政権(選挙権)を付与する。	埼玉県 草加市	定住外国籍市民への地方参政権付与





管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
040220	条例に違反したものの対応する公益作業を伴う罰則規定の新設	地方自治法第14条第3項	普通地方公共団体は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、その条例中に、条例に違反した者に対し、二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、科料若しくは没収の刑又は百万円以下の過料を科す旨の規定を設けることができる。	C		ご指摘の公益作業への従事という法律に規定がない罰則を条例により新設することについては、刑罰体系等に重大な変更を生じさせるものであり、慎重な検討を要すべきである。なお、憲法18条等との関係においても慎重な考慮を要する。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本市が提案する公益作業従事の対象となる者は、地域の美化環境を損なう行為をした者です。ごみのポイ捨て等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等でも罰則の対象となっており、犯罪に当たるのではないかと考えます。また、社会通念上、自らが汚した場所は、汚した者が回復させるべきであり、公益作業の従事は苦役ではなく、清掃専任作業と同じで、当然の行為であると考えます。公益作業の従事は、美化環境を担う者のモラルの改善のための教育や更生の効果は大きいと考えます。	C		公益作業への従事という法律に規定がない罰則を条例により新設することについては、刑罰体系等に重大な変更を生じさせるものであり、慎重な検討を要すべきである。なお、公益作業への従事は身体的拘束を伴うものであり、一般的に苦役にあたると考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	地方自治法により、地方自治体が条例で、本市の提案である公益作業への従事を規定することはできません。しかし、まち美化を推進していくためには、モラルの向上が不可欠と考えられるため、今回、特区の提案を、条例に規定し実施しようとする。また、本市が提案する公益作業従事による美化推進のまちづくりは、まち全体でまち美化を推進するため、地域の美化環境を損なう行為をしたものに対し、モラルの向上を促す等の教育効果を期待するもので、苦役にし再犯を防止することを目的としません。自ら出したごみは、自らの責任において、ルールに従い処理されている中、ポイ捨て等を行った者が、その美化環境を回復させることは、ごみをルールに従い処理している人々が行うべき行為と同じで、当然の行為であると考えます。美化環境を回復させるための清掃専任活動も、罰則により行い、美化環境を改善させる大切さを感じてもらおうことが、まち美化の推進に必要であると考えます。	C		公益作業への従事という法律に規定がない罰則を条例により新設することについては、刑罰体系等に重大な変更を生じさせるものであり、慎重な検討を要すべきである。また、公益作業への従事は身体的拘束を伴うものであり、一般的に苦役にあたると考えられるところ。なお、条例違反をした者に対して、その者が捨てたゴミの回収を命じ、これに従わない場合は罰金等を課すことが、現行においても可能である。	1278	1278010	普通地方公共団体の条例を違反したものに對しては、「二年以下の懲役若しくは禁錮、百万円以下の罰金、拘留、過料若しくは没収の刑又は百万円以下の過料を科す」とされていますが、地域美化環境を害したものに對し、条例で地域美化に関する公益作業に従事させることができる罰則規定を設けることができるようにする。	岐阜県多治見市	公益作業従事による美化推進のまちづくり
040230	土地開発公社の事業用地の売却等処分にかかる制限の撤廃		公有地の拡大の推進に関する法律(昭和三十九年法律第九号)「公有地の拡大の推進に関する法律施行令(第五号)」(昭和三十九年八月二十八日付建設省都市局長及び自治大臣官房長通達(四九))「公有地の拡大の推進に関する法律の施行について(土地の先買い制度関係)」(昭和三十七年四月七日付建設省都市局長及び自治大臣官房長通達(四一))	C		「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)」において、平成17年度末までに、「土地開発公社の長期保有土地のうち、公有地の拡大の推進に関する法律の先買い制度により取得したもののについて、土地取得の経緯、これまでの土地処分に向けた取り組み状況、土地の有効活用に向けた計画内容等について各土地開発公社及び地方公共団体の状況を把握した上で、先買い制度の趣旨を踏まえて、土地の用途制限の緩和について、その是非を含めて検討し、結論を得る」とこととされており、現在、これに基づき検討を行っているところである。	貴省回答では、現在、土地開発公社の長期保有土地に係る用途制限の緩和について検討を行っていることであるが、当該検討において提案の実現に当たった際の課題とされている内容及び今後のスケジュール等について明らかにされたい。	C		これまでの検討状況としては、まず本年7月に、土地開発公社が公法の先買い制度により取得した土地について、用途変更(定期借地等の現状を把握するため、通商、政令市等においてアンケート調査を実施したところ。現在は、上記アンケート調査結果を踏まえ、用途範囲の拡大の要請度が高い自治体等に対し、個別にアンケートを実施したところ。検討事項において現時点で把握している主な問題点としては、次のものがある。 ①長期保有土地の大半は、買取り目的を定めた上で、地域の経済発展を促進するとして取得した公共団体の長期保有土地に帰属し、当該地方公共団体の意向を受けて取得されたものであり、元来、地方公共団体の責任において取得するべきものであること。 ②届出制、譲渡制限といった取引引当の制限(約1500万円の特別控除)を含む先買権により取得された土地の用途については、極めて多岐にわたる用途に限定する必要があること。公益法に基づいて都市施設に関する事業(収用後継事業及びこれらに準ずる事業)を実施していることであり、当該土地が都市公共団体の拠点からの制限をかけた際に売却処分することは、法の趣旨を逸脱するおそれがある。制度の根本に関する問題であること。 ③税制上の考慮を受けずに売却して取得した土地を期間内に売却処分することは税制上の問題が生じおそれがあること。 ④売却時には、土地の用途が用途の範囲に即して変更されることを踏まえて、先買い制度を所帯する立場として、幅広い観点からの詳細な検討が必要と考えられており、このため、閣議決定においても平成17年度末までに閣議決定することとされていることである。 したがって、閣議決定の既定方針に従って慎重かつ十分な検討を行うこととし、特区による先行実施という趣旨を踏まえ、現時点では暫行期間尚早であり、現時点においては対応困難であると考えます。	C		税の特例や優遇措置について、地方自治体が処分の際の制限となることであるが、地権者に対する取得の際の優遇措置と地方自治体の処分制限は切り離して考えるべきではないか、地方自治体の負担を軽減する地域再生の観点から検討の上回答されたい。	1092	1092010	土地開発公社が先行取得した土地については、道路、公園、学校等の都市施設の用途が限定されている。法律上限定された用途に限らず、事業用地、代替用地的処分を可能とする。	神奈川県小田原市	土地利用活性化特区構想			
040240	長期契約の導入	地方自治法第234条の3、地方自治法施行令第167条の17	電気、ガス、水の供給若しくは電気通信役務の提供契約、不動産を借りて契約又はその他政令で定める契約は、債務負担行為によること(複数年度にわたる契約を締結することができる。	E		地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成16年政令第344号)により、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすものうち、条例で定める契約が長期継続契約の対象とされたところである。まずは、提案主体において提案にあるような契約をこの規定に該当するものとして位置づけるものか確認されたい。										1096	1096010	現在、会計制度は単年度独立主義を用いており、契約もまた単年度契約が原則とされ、ライフサイクルコストを重視するため、自治体の判断で他年度契約できるものの範囲を定められるよう措置されたい。	福岡市	ライフサイクルコスト重視の行政経営	
040250	一般競争入札等にDCF法を利用しライフサイクルコスト入札を可能とする	地方自治法第234条第3項	競争入札においては、原則、予定価格の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。	D-1		DCF法による評価を競争入札時にどのように反映させるのか、提案内容において明確にされていないが、提案内容に沿う予定価格の作成、地方自治法施行令第167条の5の規定により経営状況や経営の規模として入札参加資格とすることや、提案にあるような評価を同令第167条の10の2の規定による総合評価落札方式により行うことは可能である。											1096	1096020	一般競争入札、指名競争入札では最高または最低の価格をもって申込をしたものを契約の相手方にするところがあるが、複数年度のキャッシュフローを重視しDCF法を用いた現在価値換算後の数値を比較に用いることができるよう措置されたい。	福岡市	ライフサイクルコスト重視の行政経営
040260	地方公共団体における随意契約の要件の拡大	地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項各号	地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる事由に該当するとき、随意契約の方法により契約を締結することができる。	C		現行制度においても、例えば地元産木材の宣伝を図る施設等の資材として、森林組合が独占的に取り扱っている地元産木材を買い入れるときに、随意契約の方法によることが可能場合もあり得る。	貴省回答では、現行制度において提案の趣旨に沿った随意契約をすることも可能であることであるが、本提案で「提案理由」にあるような、さらに広範囲の随意契約を森林組合と締結できるようにすることを求めているものである。この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	D-1		提案内容を見ると、森林組合から地元産木材を購入した場合、他の同業者から購入するよりも流通コスト等が軽減されるため、安価な価格で調達することができるが、このような場合は、一般的な時価に比べて著しく有利な価格をもって契約を締結できる見込みがあるものとして、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に該当するものである。また、例えば、地元産木材の宣伝を図る施設等の資材として、森林組合が独占的に取り扱っている地元産木材を買い入れるときは、自ずから契約の相手方が特定されるものであり、契約の目的又は性質が競争入札に適しないものである。いすれにしても、提案内容を見る限り、現行制度においても提案内容を実現することは可能なものである。	D-1	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	提案主体からの意見にあるように、地元産木材を市内公共施設の建設資材として活用することが市の施策として位置づけられ、かつ、将来的に市の森林組合が市区域内の森林及び地元産木材を一元管理することになれば、提案主体が木材を買い入れるときは、現行の地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を根拠として随意契約の方法により契約をすることができる。	1130	1130010	地域産木材について随意契約の承認	山形県鶴岡市	地域産木材活用推進構想			
040270	地方公共団体発注公共事業入札時に民間参画方式PU(ビックアップ)方式	地方自治法第234条第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項各号	地方自治法施行令第167条の2第1項各号に掲げる事由に該当するとき、随意契約の方法により契約を締結することができる。	C		機会均等、公正性、競争性及び経済性を確保する観点から、地方公共団体の契約の方法は、一般競争入札によることを原則としており、随意契約はその例外として位置づけられていることにかんがみると、提案内容にあるような契約の相手方としてしようとするものが客観的に見ても特定されている場合には随意契約の方法によることはできるが、そのような場合でなければ一般競争入札によるべきである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C		提案内容を実施するにあたって、まず行わなければならない地方公共団体との契約において例外的位置づけの随意契約を行う必要があります。 従って当提案内容が総務省「措置概要」文中にある「客観的にみて特定される」という部分が、より高いレベルでの客観性を有する見地からして当提案が「特定される」という167条の条文解釈の適合範囲であるという点を求めるものです。 「措置概要」の文面から、客観的見地から当提案は「特定」していないというニュアンスが読み取れますが「その様な場合でなければ一般入札によるべきである」という一般論的部分は折角のこの「提案そのもの特定の」ニュアンスがぼけてしまう様な気がします。 つまり地方自治法における客観的見地という、いわば観念的見地しか判断できない「解釈を「特定」していない」というお願いをしたいのですが、	C		提案にあるような元請業者と下請業者の適切な関係を調整する業務を行うことができる者が限定されるのであれば、現行制度においても随意契約の方法により契約をすることは可能である。なお、当該者が複数存在するよう場合は、随意契約ではなく、競争入札により契約を締結すべきであり、このような場合を随意契約により契約をすることができる場合として地方自治法施行令に規定することは適当ではない。	1025	1025010	民間参画時の地方自治体との契約における、地方自治法第167条2項の随意契約に對する明確な認可特例及び慣例的入札形態に對する国土交通省のPU方式実施時の認可。	有限会社アール・デザイン・中川設計室	地方公共団体の慣例的建築発注形態に対する是正提案			



管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制の特例事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
040340	ノンストップ地方行政特区(複数年度ローリング予算制度の導入)	地方自治法第208条等	地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とし、各会計年度における歳入は、その年度の歳入をもってこれを充てなければならない。	C		提案の内容は、債務負担行為等の活用により可能である。しかし、提案の趣旨は、円滑な事業執行を可能にするため、会計年度独立の原則の例外を設けることを求めているものと考えている。年度をまたがって検討していることであるが、この検討において本提案の内容が反映されるのか、その他当該検討内容及び今後のスケジュール等を明らかにされた。			現在、当該研究会において本提案の内容を聴取したところである。今後、提案内容も含め、地方財務会計制度について検討を進めていく予定である。このような状況にあるため、検討内容、今後のスケジュール等について回答できないことにご理解いただきたい。	本提案に係る検討を、できるだけ早急に始めるよう、貴省において対応されたい。		1257	1257010	議会の議決を経て策定した基本計画に基づき、複数年度にまたがって予算を編成し、これを毎会計年度ごとにローリングしていく「複数年度ローリング予算制度」を導入する。これにより年度区分による切れ目やムラ、無駄、無理のない「ノンストップ」の事業執行を実現する。	埼玉県草加市	ノンストップ地方行政特区(複数年度ローリング予算制度の導入)	
040350	「古都保存市債」発行情報の広域行政による還元債発行	地方財政法	証券発行の方法により地方債を起す場合において、二以上の地方公共団体が議会の議決を経て連名で証券を発行することができる。	E		地方財政法第5条の7の規定に基づき、証券発行の方法により地方債を起す場合において、二つの市町村が議会の議決を経て連名で証券を発行することは、現行制度においても可能である。							1274	1274090	地方債の発行に複数の市町村が参加することは、地方債の性格上、これまで認められていないと思われる。しかしながら、世界遺産登録の対象が二つの市町村に跨る。この共同事業とする特例をつき、これら市町村間の温度差を均一化し、広域で世界遺産観光に取り組み意欲と素地を醸成すること。	名越越前市・巡遊保存市・山形県山形市・山形県山形市・山形県山形市	「世界遺産都市の観光とまちづくり」古都特区
040360	地方財政再建促進特別措置法施行令第37号の規定の拡張	地方財政再建促進特別措置法第24条第2項 地方財政再建促進特別措置法施行令第12条の3第7号	地方公共団体は、国等に対し、地方財政再建促進特別措置法第24条第2項の規定により、同法施行令第12条の3に規定されている場合以外、寄附金等は支出できないこととされている。	C		貴省回答では、提案にあるように、地方公共団体が国立大学法人に対し、土地・建物を提供することは、国と地方団体の間の財政秩序を大きく乱すおそれがあることである。したがって、国が、本来自己の負担すべき経費について自発的寄附として地方団体にその負担を転嫁したり、地方団体が国等の機関や施設等を誘致するために国が負担すべき経費を自ら進んで進めたりする行為が認められることである。国と地方団体の間の財政秩序を維持する観点から、法令上地方団体に本来支出義務のない国等に対する出捐行為については、原則禁止することとする。			国と地方団体の間では、各々の役割に応じた経費負担の原則が定められ、その負担区分に応じ、適正な財源配分が行われているところ。したがって、この負担区分を超えて負担を行うことは、国と地方団体の間の財政秩序を乱すことにつながるもの(地方財政法等参照)。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		1045	1045010	国・府が整備する広域道路建設等の公共事業については、地方財政法より市町村にその整備費用を負担させたりはならないこととされているが、これを緩和し、市町村や民間が望む場合は市町村の財源又は民間資金を広域的な公共事業に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる公共事業の工期短縮、早期完成をめざし、地域の振興・発展を図る。	東京都東区立区	文化産業・芸術新都心構想	
040370	地方財政法に定める規制緩和(ミニ公募債やPF法人の設立等による適用の明確化、合併特例債の適用対象についての規制緩和を含む)	地方財政法第27条の2 地方財政法施行令第16条の2 市町村の合併の特例に関する法律第11条の2	国・都道府県が行う大規模かつ広域にわたる道路・砂防等の建設事業等について、国と都道府県との負担において事業を行い、市町村より負担金を徴収してはならない。	C	I	本提案は、例えば、道路の場合であれば既に調査を終え「事業化に着手」された案件についてのみ対象としようとするものであり、その点、国・都道府県が行う道路等の公共事業に関する、国家的規模においての樹立される長期的全体計画を前提に行うものではないと主張である。また、財政的にも、国の財政に対しては全(ニュー)トータル(国は民間等の資金が入らない場合と同様の支出スケジュールでもって、支出していただくことを前提としています。)であり、本提案の実現により、財政秩序を危うくされることとなり、認められぬ。			右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		1004	1004010	本条は、国家的規模において整備する道路計画について、国や都道府県の責任により道路整備を行うこととし、市町村に対して不当な負担を課すことを禁ずるものである。仮に貴市提案の特區を認めることとした場合、事業化に着手された区域については、市町村にその整備費用を負担させたりはならないこととされているが、これを緩和し、市町村や民間が望む場合は市町村の財源又は民間資金を広域的な公共事業に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる公共事業の工期短縮、早期完成をめざし、地域の振興・発展を図る。	京丹後市	市町村の参加又は民間資金の募集・投入による広域幹線道路整備等公共事業の自立的促進構想	
040370	地方財政法に定める規制緩和(ミニ公募債やPF法人の設立等による適用の明確化、合併特例債の適用対象についての規制緩和を含む)	地方財政法第27条の2 地方財政法施行令第16条の2 市町村の合併の特例に関する法律第11条の2	国・都道府県が行う大規模かつ広域にわたる道路・砂防等の建設事業等について、国と都道府県との負担において事業を行い、市町村より負担金を徴収してはならない。	C	I	本提案は、例えば、道路の場合であれば既に調査を終え「事業化に着手」された案件についてのみ対象としようとするものであり、その点、国・都道府県が行う道路等の公共事業に関する、国家的規模においての樹立される長期的全体計画を前提に行うものではないと主張である。また、財政的にも、国の財政に対しては全(ニュー)トータル(国は民間等の資金が入らない場合と同様の支出スケジュールでもって、支出していただくことを前提としています。)であり、本提案の実現により、財政秩序を危うくされることとなり、認められぬ。			右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		5010	5E-07	本条は、国家的規模において整備する道路計画について、国や都道府県の責任により道路整備を行うこととし、市町村に対して不当な負担を課すことを禁ずるものである。仮に貴市提案の特區を認めることとした場合、事業化に着手された区域については、市町村にその整備費用を負担させたりはならないこととされているが、これを緩和し、市町村や民間が望む場合は市町村の財源又は民間資金を広域的な公共事業に投下できる仕組みをつくることにより、喫緊に整備が望まれる公共事業の工期短縮、早期完成をめざし、地域の振興・発展を図る。	京丹後市	市町村の参加又は民間資金の募集・投入による広域幹線道路整備等公共事業の自立的促進構想	
040380	コミュニティ・ファンド創設に係る自治体基金活用の規制緩和	昭和39年12月9日付け自治体基金法第14条 福岡県出納長兼行政課長回答	出納長が預金先、預金の種類(定期、普通等)を決め、預金の手続をする。この場合において、指定金融機関以外の金融機関に預金するものについては、知事に協議する。	E		提案にある行政事例においては、単に公金管理の方法について出納長は長に協議するべきと述べているだけであって、当該行政事例が提案内容の妨げになっていないものではない。地方公共団体が他の地方公共団体に貸付を行うことについては、地方自治法上の制限はない。			地方自治法第214条に規定される債務負担行為は、議会の議決を得た上で決定されるものであり、次年度以降の予算を拘束するものであるため、債務負担行為に基づき、次年度以降の各年度の歳入歳出予算に計上しなければならないこととされている。			1059	1059020	地方自治法第241条に「基金は、これを前項の条項で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定している。また、同法第241条の2に「基金は、これを前項の条項で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的に運用しなければならない」と規定している。以上を実現するために記3の特例的措置を設ける。	ふるさと銀河線存続運動連絡協議	ふるさと銀河線RMI特区構想	

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称			
040390	日本郵政公社を利用した市外市税債権の確保事業	地方自治法第243条第4項、日本郵政公社法第19条第2項	私人が公金を取り扱うことを原則として禁止したものの、地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所等を有している場合等においては、当該地方団体の所在地の地方団体にその徴収を囑託することができる。	C			本提案の趣旨は、市外に住所を有する者の市税の徴収事務を円滑かつ確実に行うことにある。提案の実現その他この趣旨を実現するための措置を講ずることができないか、再度検討し、回答されたい。		について 公金は、その性格からして、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるので、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止したものであり、この原則を廃することは適当ではない。 また、私人に公金を取り扱わせても責任関係が不明確とならず公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できるならば、法律又はこれに基づき政令で特別の定めをすることにより、一定の公金について私人の公金取扱いが認められているところである。 について 滞納処分事務代行にどこまでの業務が含まれるのか明確でないが、地方税の徴収は、滞納者の意に反して強制的に実施される公権力の行使の中でも国民の権利義務に直結した特に強力な権力行為を含むものであることから、日本郵政公社に委託することは適切ではない、 税の徴収は、地方公共団体の公権力の行使に係るものであるとして、日本郵政公社法第19条に定める日本郵政公社の業務として、税の徴収を追加することはできない		について 公金は、その性格からして、取扱い上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求されるので、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止したものであり、この原則を廃することは適当ではない、個別の購入ごとに徴収又は取納の事務を委託すべき検討されるべきものである。 について 貴市が委託したいと考えている事務は、具体的に訪問し滞納者が居住しているかどうかの所在の確認など、公権力の行使には至らないものとして、滞納者の住所、氏名や滞納総額についてリストを提供することになるため、個人情報保護の面から問題があると考えられるところであり、郵政事業の民営化が進められている状況下にある(これまで以上に民間とのイコールディングが進められる)と考えられる。この考慮を踏まえ、日本郵政公社への委託については、今後の民営化の推移を踏まえたうえで、検討すべき問題であると考え、 これらについて、日本郵政公社への委託ということで、特種の支障が他にないか、 これらの点を踏まえ、再度検討し、回答されたい、		地方税の徴収(広義)については、狭い意味での徴収にあたる部分と取納にあたる部分があり、徴収(狭義)についても公権力の行使にあたるものと至らないものがある。先に回答したとおり、公権力の行使に至らないものでも、課税団体の外部に対して、滞納者の住所・氏名や滞納総額についてのリストを提供することについては、個人情報保護の面から問題があると考えられるところである。このため、郵政事業の民営化が進められている状況下にある(これまで以上に民間とのイコールディングが進められる)ことも考慮すれば、日本郵政公社への委託については、今後の民営化の推移を踏まえたうえで、検討すべき問題であると考え、 なお、取納に関する事務の委託については、現行法制度上可能である。	1054	1054010	日本郵政公社に対し、市税の徴収委託を行うことができるよう主に次を提案するもの。 地方自治法第243条において、私人の公金取扱いの制限を撤廃する。 地方税法第20条の4において、他の地方団体以外に日本郵政公社に徴収を委託できるよう規制を緩和する。 日本郵政公社法第19条において、業務の範囲に「地方団体の委託を受けて、税の徴収を行うこと」を加えること。	新潟県 新井市	日本郵政公社を利用した市外市税債権の確保構想
040400	徴税業務の囑託化	地方税法第1条第1項第3号	徴税吏員は、道府県知事若しくはその委任を受けた道府県吏員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村吏員とされている。	C		徴税吏員の職務権限は、滞納者の意に反して強制的に実施される公権力の行使のうち、厳格な服務規律と罰則で担保された守秘義務を負う職員に担当させるべきであり、特別職の非常勤嘱託員が行うことは適切ではない。	徴税に係る事務のうち、その実施が吏員に限られる事務とは何か、また、吏員以外も行うことができる事務とは何か、それぞれの事務の内容及び当該区分の理由を明確にされたい。 また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。		非常勤嘱託職員は、特別職であり、罰則で担保された地方公務員法上の守秘義務を負っていないことから、強力な公権力の行使を行い、私人の秘密に干渉(関わる)徴税業務を担当させることは適切ではない。 一方、一般職の非常勤職員については、守秘義務は課せられることになり、一般職の非常勤職員は、専ら補助的な業務を担当することになる。また、平成16年6月に「地方公共団体の一般職の任期付職員」の採用に関する法律が改正され、本格的業務に従事することができる任期付非常勤職員を指定する旨の規定が追加されたことにより、地方自治法第19条第2項に規定する任期付非常勤職員は、専ら補助的な業務を担当することとなる。なお、地方税法等により、徴税吏員が行えないこととしているのは、感染症の患者になること、滞納者の意に反して滞納者の自宅等に立ち入り、財産を調査すること、差押え、公衆等の強制力行使等の行為を行うことである。また、電話や訪問による自主的納税の呼びかけ、説明、現金の取納事務などは、徴税吏員に同行し、その指揮下で補助業務を行うことである。(なお、取納事務を行うためには、別途、会計職員としての任命が必要である。)		この回答は、単に現状の解釈と状況の説明にとどまっていると思われる。地方分権化が進む中、その自治体の状況に応じた行政が求められる。その中で、地方税法で市吏員に限定されている業務を担当するものを任命可能にするために、地方税法第1条第1項第3号の市吏員を市市長等とする。地方分権の一翼を担うものであると考えます。		徴税吏員は、強力な公権力の行使を行い、私人の秘密にも深く関わる業務を担当するものであるため、服務規律や罰則で担保された守秘義務が必要である。その一方で、フルタイムの常勤職員よりも勤務時間が短く非常勤の職員に徴税吏員の権限とされている業務を担当させたという二重のニーズを満たすことができる制度として、任期付短時間勤務職員制度が昨年導入されたところであるので、当該制度を活用することを検討いただきたい。	1047	1047010	地方税法第1条第3項に定める徴税吏員は地方自治法第172条の吏員と解釈されているが、嘱託職員が可能となるように見直すこと。	豊橋市	とよはし行政サービスアップ構想
040410	徴税事務委任拡大構想	地方税法第1条第1項第3号	徴税吏員は、道府県知事若しくはその委任を受けた道府県吏員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村吏員とされている。	C		徴税に係る事務のうち、その実施が吏員に限られる事務とは何か、また、吏員以外も行うことができる事務とは何か、それぞれの事務の内容及び当該区分の理由を明確にされたい。 また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	本件回答では、徴税吏員の職務権限が、納税者のプライバシー(税務上の秘密)に関するため、厳格な服務規律と罰則により守秘義務を負った職員に担当させるべきことであるが、そもそも、再雇用職員が徴税吏員として任命できれば、地方税法上の守秘義務を負うこととなり、当該問題は解決できると考えられるため、先の回答は再雇用職員を徴税吏員に任命できない理由の回答ではない。		非常勤嘱託職員は、特別職であり、罰則で担保された地方公務員法上の守秘義務を負っていないことから、強力な公権力の行使を行い、私人の秘密に干渉(関わる)徴税業務を担当させることは適切ではない。 一方、一般職の非常勤職員については、守秘義務は課せられることになり、一般職の非常勤職員は、専ら補助的な業務を担当することになる。また、平成16年6月に「地方公共団体の一般職の任期付職員」の採用に関する法律が改正され、本格的業務に従事することができる任期付非常勤職員を指定する旨の規定が追加されたことにより、地方自治法第19条第2項に規定する任期付非常勤職員は、専ら補助的な業務を担当することとなる。なお、地方税法等により、徴税吏員が行えないこととしているのは、感染症の患者になること、滞納者の意に反して滞納者の自宅等に立ち入り、財産を調査すること、差押え、公衆等の強制力行使等の行為を行うことである。また、電話や訪問による自主的納税の呼びかけ、説明、現金の取納事務などは、徴税吏員に同行し、その指揮下で補助業務を行うことである。(なお、取納事務を行うためには、別途、会計職員としての任命が必要である。)		再雇用職員等の特別職の非常勤職員は、その幅広い行政経験や高度な知識の活用により本格的業務に従事しているものである。また、任期付短時間勤務職員制度では本格的業務に従事できることとされているが、再雇用職員を徴税吏員に任命することは適当でないとする見解と矛盾するものである。		貴市の再意見のように、特別職の非常勤職員が、幅広い行政経験や高度な知識等を活用して、本格的な業務に従事することも事務の性格によってはあり得ると認識しているが、特別職である以上、罰則で担保された地方公務員法上の守秘義務を負っていないことから、強力な公権力の行使を行い、私人の秘密にも深く関わる業務を担当することは適切ではない。 一方、一般職の非常勤職員は、専ら補助的な業務に従事するものである。また、任期付短時間勤務職員制度では本格的業務に従事できることとされているが、再雇用職員を徴税吏員に任命することは適当でないとする見解と矛盾するものである。	1120	1120010	町田市においては、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職(いわゆる正規職員)または再任用職員として任用されていた者(つまり、町田市職員として勤務していた経験をもつ者)のうち、一定の要件に該当すると判断される場合については、退職後に町田市再雇用職員として採用される。再雇用職員は嘱託員であり、地方自治法に規定する吏員にあたりないため、地方税法に規定する徴税業務に委任(任命)できず、地方税法に規定する徴税業務に委任(任命)できないが、再雇用職員等の嘱託員に対する徴税業務としての委任(任命)を可能にさせたい。また、これにより、徴税業務に高度な知識と経験を有する者と考える国税や都税出身者を嘱託職員として採用し、市税の賦課徴収業務にその知識と経験を活用する途も開かれる。	東京都 町田市	徴税事務委任拡大構想
040420	市長が特に吏員相当と認められた市の非常勤の職員に徴税委員を委任	地方税法第1条第1項第3号	徴税吏員は、道府県知事若しくはその委任を受けた道府県吏員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村吏員とされている。	C		徴税に係る事務のうち、その実施が吏員に限られる事務とは何か、また、吏員以外も行うことができる事務とは何か、それぞれの事務の内容及び当該区分の理由を明確にされたい。 また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	総務省の回答は、本市提案「市長が吏員相当と認められた非常勤職員に徴税委員を委任する」ことへの回答とはなっていない。本市提案は、徴税委員の職務権限が、総務省の回答にもある通り、大きな責任のある立場であるから、税の徴収業務に長年従事し、豊富で専門的な知識経験、優れた見識を有する者を、市長が吏員相当と認め、徴税委員として委任するといものである。なお、本職は、特別職ではなく、地方公務員法上の一般職の非常勤職員として採用し、総務省の言う厳格な服務規律と罰則で担保された守秘義務を負うものである。		非常勤職員の活用については、特別職の非常勤職員(嘱託員)を専ら補助的な業務に活用することが多く、その結果として、特別職の非常勤職員は、専ら補助的な業務に従事することになる。また、平成16年6月に「地方公共団体の一般職の任期付職員」の採用に関する法律が改正され、本格的業務に従事することができる任期付非常勤職員を指定する旨の規定が追加されたことにより、地方自治法第19条第2項に規定する任期付非常勤職員は、専ら補助的な業務を担当することとなる。なお、地方税法等により、徴税吏員が行えないこととしているのは、感染症の患者になること、滞納者の意に反して滞納者の自宅等に立ち入り、財産を調査すること、差押え、公衆等の強制力行使等の行為を行うことである。また、電話や訪問による自主的納税の呼びかけ、説明、現金の取納事務などは、徴税吏員に同行し、その指揮下で補助業務を行うことである。(なお、取納事務を行うためには、別途、会計職員としての任命が必要である。)		任期付短時間勤務職員の活用をどの程度とするか、これについては11月の第6次提案当初の本市提案理由に記載した通り、年齢、雇用予定者の兼業の問題、雇用期間、給与等本市の財政負担を考慮する。非常勤職員の活用がもつて望ましい、行政改革推進の観点からも、最小限の負担で大きな効果を得ようとするべきである。また、回答には、任期付短時間勤務職員は徴税委員に任命することができる理由として、「一般職の非常勤職員は、専ら補助的な業務に従事するものと位置づけられていることとあるが、地方公務員法上その位置づけは明確化されておらず回答には疑義がある。一般職の非常勤職員を徴税委員に任命することにあたっては、税の徴収業務に長年従事し、豊富で専門的な知識を有するものを想定しており、地方税法に規定されている徴税委員に任命し業務に携わることができると考え、提案の実現に向けて再度検討いただきたい。		任期付短時間勤務職員制度は、ご希望のような週3日程度の勤務形態の職員に、徴税委員の業務を含む本格的な業務を担当させることができる仕組みとして、昨年創設されたものである。 徴税委員は、強力な公権力の行使を行い、私人の秘密にも深く関わる業務を担当するものであるため、服務規律や罰則で担保された守秘義務が必要である。その一方で、フルタイムの常勤職員よりも勤務時間が短く非常勤の職員に徴税委員の権限とされている業務を担当させたという二重のニーズを満たすことができる制度として、昨年導入されたところであるので、当該制度を活用することを検討いただきたい。	1030	1030010	現在地方税法で市吏員に限定されている徴税委員を、その他特に市長が吏員相当と認められた者に委任できるように規制緩和を行う。なお、特に市長が吏員相当と認められた者については、税の徴収業務に長年従事し、豊富で専門的な知識経験、優れた見識を有する者(例えば国税徴収官や税務書長経験者の国税退職者等)を非常勤職員として採用し、徴税委員として納税業務を担当させることを想定している。	大阪市 松原市	多様な人材活用による市税財源確保構想
040430	固定資産税の評価の特例	固定資産評価補助員(市町村)の一般職員となる。	固定資産評価補助員は、市町村の一般職員となる。	C		評価額の決定に際して必要な作業については、その参考となる標準宅地の鑑定評価、土地比率等表等の課税参考資料の作成等、既にその多(を民間委託している。 しかしながら、個々の資産の価格については行政不服申立ての対象事項となるなど課税庁として個々に納税者に対する説明責任が発生するものである。評価は地方公共団体の課税業務の重要な部分を占めるものであり、納税者に対し義務を課することは最終責任を負う行政庁として、評価事務の全てを民間に委託することは適切ではない。 また、適正な評価を確保するため、実地調査等を行うものとされているが、例えば家屋へ一棟一棟立ち入り調査する等は、納税者のプライバシーにかかわることから、当該調査が円滑に行われるためには、当該実地調査を行う者に対して納税者からの信頼が醸成されている必要がある。	固定資産の評価に係る事務のうち、その実施が吏員に限られる事務とは何か、また、吏員以外も行うことができる事務とは何か、それぞれの事務の内容及び当該区分の理由を明確にされたい。 また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	固定資産の実地調査及びそれに基づく(評価(評価調査)の作成等、地方税法第408条、第409条参照)、公権力の行使である固定資産税の賦課処分と一体をなす事務である。さらに、実地調査については、罰則によって担保された質問権に裏打ちされて実施するものである(例えば、家庭内部への強制的な立入調査を行う)。こうした罰則により担保された質問検査権を、公務員以外の者に付与することは適当ではなく、これらの事務は、地方公共団体の職員が行う必要がある。 一方で、現行法でも、民間の専門的知識、経験を有する者を、評価、評価補助員に委任することは可能である。また、上記に係る補助的業務(例えば、航空写真の撮影等外観から判別できる現況把握や土地取引事例の分析等)に基づく(価格比率表など各種の課税参考資料の作成)を民間に委託することも可能である。 これらの民間委託の活用等により、課税の適正の確保や事務の効率化等提案の趣旨は実現可能と考える。		任期付短時間勤務職員の活用をどの程度とするか、これについては11月の第6次提案当初の本市提案理由に記載した通り、年齢、雇用予定者の兼業の問題、雇用期間、給与等本市の財政負担を考慮する。非常勤職員の活用がもつて望ましい、行政改革推進の観点からも、最小限の負担で大きな効果を得ようとするべきである。また、回答には、任期付短時間勤務職員は徴税委員に任命することができる理由として、「一般職の非常勤職員は、専ら補助的な業務に従事するものと位置づけられていることとあるが、地方公務員法上その位置づけは明確化されておらず回答には疑義がある。一般職の非常勤職員を徴税委員に任命することにあたっては、税の徴収業務に長年従事し、豊富で専門的な知識を有するものを想定しており、地方税法に規定されている徴税委員に任命し業務に携わることができると考え、提案の実現に向けて再度検討いただきたい。		固定資産の鑑定評価、土地比率等表等の課税参考資料の作成等、既にその多(を民間委託している。 しかしながら、個々の資産の価格については行政不服申立ての対象事項となるなど課税庁として個々に納税者に対する説明責任が発生するものである。評価は地方公共団体の課税業務の重要な部分を占めるものであり、納税者に対し義務を課することは最終責任を負う行政庁として、評価事務の全てを民間に委託することは適切ではない。 また、適正な評価を確保するため、実地調査等を行うものとされているが、例えば家屋へ一棟一棟立ち入り調査する等は、納税者のプライバシーにかかわることから、当該調査が円滑に行われるためには、当該実地調査を行う者に対して納税者からの信頼が醸成されている必要がある。	1104	1104010	現在、一般の地方公務員でなければならぬとされている固定資産評価補助員制度に特別を設け、一定の基準を満たせば公務員以外の者に「評価補助員に準ずる」権限を付与し、固定資産税の評価業務に採用し、市税の賦課徴収業務にその知識と経験を活用する途も開かれる。	宮城県 宮崎市	固定資産評価事務の外部委託	
040440	寄附金特区	地方税法第323条	所得控除として寄附金控除制度を設けている	C		単に税の減免や特例措置を求めるものであることから、要望として不適当である。							減免に関して従来では、天災貧困等特別の事情によって払税能力が真に薄弱なるものについてのみ適用されていたが、昭和60年の判決において、減免することが公益上必要であると認められる者も含まれることとされたことである。そこで、この強い公益性、公共性、という事由に着目し、個人市民税を減免する。	1124	1124010		千葉県 市川市	寄附金特区





管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
040570	給与・賃金等の支給について、「通貨」払を規定している現行法(労働基準法第24条第1項、及び「地方公務員法第25条第2項」)の適用基準の疑和	地方公務員法第25条第2項、昭和50年4月8日自治給第25号	職員の給与は、法律又は条例により特に認められた場合を除き、通貨で、直接職員に、その全額を支払わなければならない。(25条)	C		地方公務員法第25条第2項は、現物支給を禁止し、給与の完全、確実かつ容易な受け取りを保障しようとする通貨払いの原則に基づき「ものである、使用者たる地方公共団体が、本人の同意を得ずにその給与を口座振込により支給することができる」とすれば、当該口座が本人名義であることのみをもって一方的に給与の支払が完了されたこととされることになり、職員にとって給与の完全、確実かつ容易な受け取りを保障する地方公務員法第25条第2項の立法趣旨を没却することとなつてはならない。また、この点に関して、地方公務員に対しては、民間労働者の賃金の口座振込には本人の同意を必要と規定している労働基準法施行規則第7条の2第1項と異なる取扱いが許されるとする合理的理由もない。したがって、特区として本人の同意を得ない口座振込を可能とすることは適当ではない。											1052	1052010	総務省通達昭和50年4月8日自治給第25号中「給与の口座振込は、職員の意思に基づいているものであること、及び厚生労働省通達昭和50年2月25日基発第112号中の「口座振込みは、書面による個々の労働者の申出又は同意により開始し、を削除して取扱うことができるものとする。」	佐賀市	電子自治体構築のための職員給与等の支払い効率化
040580	NPO法人立学校への課税負担の無期限派遣	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第3条	地方公務員の公益法人等へ派遣は3年を越えない期間(任命権者が特に必要と認めるときは5年まで延長可能)	C		公益法人等派遣法において、派遣期間を設けているのは、職員は公務員として採用された以上、全体の奉仕者として公共の利益の保護のために公務に従事することを前提としている(地方公務員法第30条)であり、派遣される職員が派遣先において従事すべき業務は、公務そのものではないことから、期間を定めずに派遣を行うことは職員の身分取扱いとして不安定であることを、派遣の円滑な実施にも配慮して、取決めにおいて派遣期間を定め、法律に上限を規定したものであるため、派遣期間を無期限とする派遣は適当ではないものとする。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	D-1		初めから「無期限」とすることで、おっしゃるような問題を生じさせる可能性があるというのであれば、第3条2の後ろに加えるか、3として新たな項を立てて、次の内容を加えてください。 「また、派遣先団体と派遣職員の希望により、同じ派遣先団体と同じ職員を繰り返し派遣することができる。」 これは例えば、自治省行政局公務員部公務員課が平成12年3月17日に都道府県人事課地方担当者および指定都市人事担当課担当者あてた事務連絡の文書に、「合理的な理由があり、法の趣旨を逸脱しない場合には、再度の派遣を行うことも妨げないものと考えている」との記述が見られるように、何の問題もないと考えられます。		基本的には地方公共団体の職務に従事するものであるため、派遣の期間が満了した職員について、引き続き同じ団体に再度派遣することは一般的には適当でない、しかしながら、再度の派遣を行わないこととした場合には地方公共団体の施策推進が著しく損なわれる等特別な事情がある場合においては、派遣期間が満了した職員を引き続き同じ団体に職員派遣することもありうる。ただし、この場合であっても改めて職員派遣の手続きを行う必要があるものである(平成12年7月12日付け自治公第15号自治省行政局公務員課長通知)。 したがって、現行制度においても再度の派遣は特区によらずとも可能であり、通知にある特別な事情の有無は、地方公共団体の判断によるものである。			1079	1079010	公立学校の教職員を期限を設けずにNPO法人立学校に派遣して、そのNPO法人立学校の教職員にすることができるとされている	NPO法人湘南に新しい公立学校を創出す会	国立公理型立学校		
040590	地方公務員の勤務条件(勤務時間)の根拠の特例	-	-	C		提案にあるような目的を限定せずに職員の希望により取得できる部分休業は、地方公務員制度に多様な任用・勤務形態を全国的に導入するための研究会において、地方公務員のみ有利な待遇を認めるものと受け取られるほか、極めて柔軟性をもった制度であることから適切なタイミングで必要な要員を確保することが難しくなる等人事管理に支障を生じせしめる恐れもあつたことから制度改定されたものである。 なお、「地方公務員の給与・勤務時間その他の勤務条件についての提案は構造改革特区の提案制度になじまない」と回答しているのは、所屬する地方公共団体は異なるが、公共の福祉の増進のために同様の住民サービスを提供している地方公務員の勤務条件について、地域の特性に応じた規制の特例を導入する特定の区域を設けることにはなじまないと考えられているためである。	本提案の趣旨に鑑み、現行の休業制度(修学、高齢者等)を、人事管理に支障のない範囲で拡大することができるが、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C			公務員は労働力の全てを公務に提供することを前提として身分保障されているものであり、提案にあるように職員の希望により公務における勤務時間を削いで、その時間に応じた給料を減額したとしても、民間企業等における兼職や自ら起業する職員に身分保障を行うことは、公務員の身分に支障を及ぼすこととなり、公務員の本質に支障を及ぼすこととなり、明らかに職員にとって有利な勤務条件を導入することは適当ではない。		「公務員は労働力の全てを公務に提供することを前提として身分保障されている」との回答をいただいたが、身分保障の目的は、行政サービスの公正かつ安定的な提供を担保することにあると考え、当該目的の達成のためには、必ずしも労働力の全てを公務に提供しなくてもよいとの回答については、住民の代表である議会による判断が可能である。よって、回答については再検討をいただきたい。	C		1089	1089010	職員の勤務時間は国及び他の地方公共団体との均衡を失わないようにすることとされており、結果として国に準拠し1週40時間とされている。ただし、修学目的及び高齢者については1週間勤務時間の一部について勤務しないことができることとされている。	長野県	市民政府特区	
040600	職員の任期を定めた採用の特例	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条	一定の期間内に終了することが見込まれる業務等について、条例で定めるところにより、職員を任期を定め採用することができる。	C		地方公務員の任用・勤務形態の多様化を図る場合にあつても、公務の中立性の確保や職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という現行地方公務員制度の原則は維持されるべきものであることと見込まれる業務等に限って任期付採用を行うことができることとしたもの。	貴省回答にある「一定の期間内に終了することが見込まれる業務等」とは何か、その内容を具体的に明らかにされたい。 また、右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C		平成16年6月の法改正に至る検討の過程では、有識者による研究会の場で地方公共団体の具体的な提案内容について議論するなど、任用形態の多様化の要請を十分に踏まえ、また一方で現行地方公務員制度の原則にも配慮し、最終的に、任期付採用の要件を一定の範囲まで拡大することとした。 また、同研究会の報告書においては、「任期付採用を無制限に拡大した場合に、スピンオフシステムのこの制度が運用され、公務の中立性が保たれるのではないかとの意見もある」とされており、任期付採用の要件については、そのような観点からも、現行制度の運用状況を十分に踏まえた検討が必要である。 なお、前回回答の「一定の期間内に終了することが見込まれる業務等」の具体例としては、イベントの開催準備を行う業務、ある時点をもって外部委託することが決定されている業務等が考えられる。		「公務員は労働力の全てを公務に提供することを前提として身分保障されている」との回答をいただいたが、身分保障の目的は、行政サービスの公正かつ安定的な提供を担保することにあると考え、当該目的の達成のためには、必ずしも労働力の全てを公務に提供しなくてもよいとの回答については、住民の代表である議会による判断が可能である。よって、回答については再検討をいただきたい。	C		1089	1089020	一定の期間内に業務終了が見込まれる場合及び一定の期間に限り業務量増加が期待される場合に限り3年を限度として任期を定め採用することができる。	長野県	市民政府特区		
040610	一般職員の任期付採用の弾力化	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第4条	一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定め採用することができる。	C		地方公務員の任用・勤務形態の多様化を図る場合にあつても、公務の中立性の確保や職員の長期育成を基礎とする公務の能率性の追求等の観点から、任期の定めのない常勤職員を中心とする公務の運営という現行地方公務員制度の原則は維持されるべきものであることと見込まれる業務等に限って任期付採用を行うことができることとしたもの。	貴省回答にある「一定の期間内に終了することが見込まれる業務等」とは何か、その内容を具体的に明らかにされたい。	C		前回回答の「一定の期間内に終了することが見込まれる業務等」の具体例としては、イベントの開催準備を行う業務、ある時点をもって外部委託することが決定されている業務等が考えられる。							1262	1262090	地方公共団体の一般職員の任期付採用に関する法律第4条第1項中「職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を定めて従事させることが、前条第1項各号」とあるのを「前条第1項」に改める。	埼玉県志木市	地方自治解放特区
040620	派遣職員の退職金の取扱いについて、地方自治法第252条第3項(派遣をする地方公共団体の負担)の適用除外	地方自治法第252条第17項	第一項の規定による求めに応じて派遣される職員は、派遣を受けた普通地方公共団体の職員の身分を合わせることとなるものとし、その給料、手当(退職手当を除く)及び旅費は、当該職員の派遣を受けた普通地方公共団体の負担とする。(252条の17)	C		地方自治法第252条の17の規定は、一普通地方公共団体が他の普通地方公共団体のために派遣を行う職員派遣の要件を定めることとし、その場合における派遣される職員の身分取扱い等に関する規定を整備したものであるが、同条第3項では、給与の負担(財政的負担)区分に関して、給料は勤務先に対する対価、反対給付である。旅費、手当は勤務先が負担するものである。派遣を受けた団体は、本人の恒久的身分の終了の場合に支給される性質のものであることから、派遣した団体が負担するものと整理しているもの。 また、これ以外の職員の身分取扱いについては「一応派遣した団体の職員に関する法令の規定によつて、当該職員の身分は派遣した地方公共団体に属していることを明らかにしたものである。 これらが法定化されているのは、派遣される職員の身分を確保するとともに、職員を派遣する場合は普通地方公共団体相互間における当該職員の身分取扱い及び給与の財政負担割合を明確化し、円滑な職員派遣を促進することにあると考えられることである。 本件提案は、現行採用した職員(医師)を、県の人事権のもとに配置、派遣し、県職員としての身分を有したまま市町村に派遣することを想定しており、その趣旨は否定するものではないが、地方で当該派遣された職員に係る退職手当については県の財政負担が大きいという理由で、これを実質的に市町村に転嫁する運用をいふことは、本条が規定している給料・手当と退職手当の負担区分を変更する合理的理由に乏しいものである。また、当該派遣に係る職員の身分安定を目指すという一方で、当該職員給与負担に関してはその実質的負担を回避せんとすることは矛盾しており、まさに本条の立法趣旨を没却させるものであつて、認められないものである。 退職手当は、勤務期間の性質をもつており、退職手当の財政負担を、本来その身分が属するとされている団体(県)が負担することはむしろ当然であると考えられる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答された。	C		地方自治法第252条の17の規定は、従前の地方公共団体の職員による職員派遣では職員の身分がはっきりせず、身分の保障し得ない部分があつたため規定整備されたものである。具体的には、職員派遣の手続きを定め、その場合における派遣される職員の身分取扱い等に関する規定を整備するとともに、第3項で、給与の負担(財政的負担)区分に関して、給料は勤務先に対する対価、反対給付であること、旅費、手当は派遣先が負担するものであること、派遣を受けた団体が負担するものとし、退職手当については、雇用関係の終了の際に支給される性質のものであることから、派遣した団体が負担するものと整理していることである。 また、本件は、概して医師を指し、一時的な人事移動の運用により、10～20年の長期間、広域的かつ計画的に、複数の市町村立医療機関等に円滑に派遣・配置し、もつて医師の確保・定着を図らうとするものである。 地方自治法第252条の17の規定の趣旨は理解できるが、退職手当については「職員としての身分の取扱い」に関する規定は、本構想は市町村が一体となって実施するものであり、本構想によって医師確保の利益を受ける市町村が退職手当の負担区分変更について同意する場合においては、本規定の適用除外が認められるよう再度検討していただきたい。		地方自治法第252条の17の規定は、従前の地方公共団体の職員による職員派遣では職員の身分がはっきりせず、身分の保障し得ない部分があつたため規定整備されたものである。具体的には、職員派遣の手続きを定め、その場合における派遣される職員の身分取扱い等に関する規定を整備するとともに、第3項で、給与の負担(財政的負担)区分に関して、給料は勤務先に対する対価、反対給付であること、旅費、手当は派遣先が負担するものであること、派遣を受けた団体が負担するものとし、退職手当については、雇用関係の終了の際に支給される性質のものであることから、派遣した団体が負担するものと整理していることである。 また、本件は、概して医師を指し、一時的な人事移動の運用により、10～20年の長期間、広域的かつ計画的に、複数の市町村立医療機関等に円滑に派遣・配置し、もつて医師の確保・定着を図らうとするものである。 地方自治法第252条の17の規定の趣旨は理解できるが、退職手当については「職員としての身分の取扱い」に関する規定は、本構想は市町村が一体となって実施するものであり、本構想によって医師確保の利益を受ける市町村が退職手当の負担区分変更について同意する場合においては、本規定の適用除外が認められるよう再度検討していただきたい。		地方自治法第252条の17の規定に基づき(職員派遣は、一般職の場合、数年程度の一定期間普通地方公共団体に派遣され、当該期間終了後に、派遣元(県)に復帰して派遣先(市町村)に勤務することと想定しているもの)と見られる。本構想は、市町村単独の努力による医師確保が困難であることから、県と市町村が一体となって実施するものであり、医師の身分安定を保障しつつ、広域的見地からの人事配置を行うことにより、県内自治体医療機関の医師不足解消を図らうとするものであつて、その受益は専ら自治体医療機関(市町村)にあるものである。本構想によって医師の確保及び定着が図られることが大に期待されるものであり、本規定の適用除外が認められるよう再度検討していただきたい。	C		1199	1199010	医師を市町村に長期的に派遣する場合は退職金の取扱いについては、地方自治法の規定にかかわらず、派遣を受ける各市町村の負担とする。	青森県	医師の新たな採用配置機構創設特区構想

管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規程特例提案事項管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称
040630	職員リクルート特区(臨時任用職員への正式任用機会の提供)	地方公務員法第22条第6項	臨時任用は、正式任用における優先権をも与えるものではない。	C		地方公務員法第22条第6項は、臨時任用は厳格な能力実証を経たものではないことから正式任用されるためには改め所定の能力の実証を競争試験又は選考によって行わなければならないとする趣旨である。臨時任用を受けていた人が正式任用を受けるに足りる能力を有するのであれば、他の希望者と同じ競争試験により能力実証を受けて正式任用されることが可能であり、あえて競争試験を別にすることなく目的を達成することができる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	回答は、職務上の能力を実証する方法として「年齢、経験等に関わりなく実施する一律の競争試験」のみを金科玉条のものとしているが、こうした硬直性がどれほど真に能力のある人材登用の道を狭め、人材の幅を狭めているか、ご認識いただきたい。当市提案は、臨時任用職員を無試験で随時に正式任用するものではなく、別枠の透明かつ公正な競争試験制度を設けようとするものである。国と地方、あるいは地方それぞれに、人材確保の条件は異なる。隣接する市区と比べ財源に恵まれず、職員給与水準も相対的に低い当市の場合、いかに確実に有為な人材を得るか工夫が必要となる。それぞれの条件下で人材確保の工夫がはかれるよう、裁量範囲の拡大をはかられたい。	C		地方公共団体は効率的な公務運営を行う必要があるが、他方で、提案については平等取扱いの原則(地方公務員法第13条)の観点から慎重な検討が必要であり、平等な競争試験は人材登用の幅を狭めるものではなくむしろ広げるものである。						1255	1255010	臨時任用職員のうち、特に勤務成績良好な者、その他所定の条件を満たす者を対象に、競争試験による正式任用の機会を設ける。	埼玉県草加市	職員リクルート特区(臨時任用職員への正式任用機会の提供)
040640	臨時職員の期間延長	構造改革特別区域法第20条第1項	地方公共団体の提案を踏まえ、特区として特例を講ずることにより、当該地域における経済的社会的効果が認められることを前提に、例えば特区における人材の需給状況等に鑑み、要時における後任の確保が困難な場合等の一定の場合について、一年を超えた臨時任用を措置	C		構造改革特別地域基本方針にも明記されているように、まずは現行の特例措置の実施状況を踏まえ、その効果、影響等を評価する必要があるが、その結果が未だ出ていない現時点において検討することは困難であるため。 なお、「過疎地や例外的な分野でしか活用できないこと」を再提案理由としているが、提案団体は平成15年11月28日の第3回の特区計画の認定において既に認定を受けており、当該特例の活用が可能となっている。										1262	1262070	地方公務員に係る臨時任用事業の特例措置の第1号中「当該構造改革特別区域における人材の需給状況等にかんがみ、を削り、第3号中「の見直しに応じた業務量の一時的な変化により生ずる職制又は定数の改廃等」を削る。	埼玉県志木市	地方自治解放特区	
040650	地方公務員の勤務条件の弾力化	地方公務員法第24条第5項	地方公務員の勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失いないように適当な考慮が払われなければならない。	D-1		地方公務員法第24条第5項の規定は、現行においても国や他の地方公共団体と均衡を失い範囲であれば、「規制の特例事項の内容」にあるように、地方公共団体が地域の実情に応じ自主性を発揮することが可能な規定である。	貴省回答はD-1(現行の規定により対応可能)ということであるが、「提案理由」に示されている趣旨・内容が現行制度のもとでも実現可能であるのか、再度検討し、回答されたい。	D-1									1262	1262080	地方公務員法第24条第5項中「当たっては、の次に「地域の実情に応じた自主性が発揮されるとともに」を加える。	埼玉県志木市	地方自治解放特区
040660	「京都海外人材特区」構想(JETプログラム実施要領の改正)	JETプログラム募集要項	外国語指導助手は、教育委員会又は中・高等学校に配置され、所属長や校長の指示を受け外国語担当指導主事又は外国語担当教員等の助手として職務に従事することとしており、中・高等学校における日本人教師の外国語授業の補助等の本来業務だけでなく、必要に応じ、地域における国際交流活動への協力などにも携わることができる。	D-1		外国語指導助手は、所属長や校長の指示の下、本来業務に支障のない範囲内で、在住外国人に対する教育活動等を行うことが可能。なお、JET青年を在住外国人に対する教育活動等に専従させる必要がある場合は、JETプログラムの他の職種である国際交流員を配置することにより対応可能。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	新たに国際交流員を招致するのではなく、現在活動しているALTの有効活用を目的としており、より積極的に出身国の子どもの教育に関わってもらうため、資格外許可を申請することなく業務に従事できる制度が有効である。	D-1								1134	1134014	1 大学等が特に推薦する者に対する在留資格認定証明書に添付する経費支弁能力資料の簡素化または省略 2 短期滞在の在留資格で入国した学者、研究者等の資格外活動許可の手続きの簡素化または省略 3 海外の教員免許資格者(「家族滞在」で在留)が地域で母国の在住外国人に対する教育活動を有償で実施できるよう、資格要件を緩和し英語指導助手については、学校等での活動に加えて、地域での対在住外国人向け教育を可能とする実施要領の改正 4 週28時間に限定されている資格外活動許可をインターンとして従事する場合に限って週40時間に延長 5 卒業後、180日まで認められている「短期滞在」での就職活動期間の延長(最長1年まで)または、新たな在留資格「就職活動」(仮称)の創設	京都府	「京都海外人材特区」構想
040670	公立小中学校の管理を委託する地方独立行政法人への中期目標などの規定の適用除外	地方独立行政法人法第25条-第31条	・ 設立団体の長は中期目標を定め、これに基づき地方独立行政法人は中期計画を作成し、さらに年度計画を作成する。 ・ 地方独立行政法人は、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。 ・ 設立団体の長は、中期目標の期間の終了時に業務を継続させる必要性等について検討を行う。	C		前回、ご回答のとおり、本提案は、学校教育法上の検討を要するものであり、その検討状況を踏まえた上で、地方独立行政法人制度と教育委員会制度との関係の整理等、必要な検討を行いいたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	ご指摘の学校教育法の規定があるので、学校教育法の特例として、設置者以外が学校を管理することを提案し、その委託先として、教育の中立性を確保し、地方公共団体が関与できる地方独立行政法人を想定しているので、公設民営が特区として可能となることを前提にご回答願いたい。	C								1200	1200050	地方独立行政法人法が規定する中期目標などの設定は、小中一貫校を委託する地方独立行政法人には適用しない。	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設
040680	公立小中学校の地方独立行政法人への管理委託	地方独立行政法人法第21条	地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。 試験研究、大学の設置及び管理、官営企業の経営、社会福祉事業の経営、公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理	C		学校教育法第5条の規定により、学校の設置者は、その設置する学校を管理することとされているが、仮に当該規定の特例が認められるのであれば、地方独立行政法人が公立小中学校の設置・管理を行うこと自体に特段の支障はないものと考えられる。											1200	1200030	地方独立行政法人法に定める地方独立行政法人の業務の範囲に小中一貫校の管理委託を加える。	東京都杉並区	新しいタイプの学校(小中一貫校)の創設



管理コード	規制の特例事項名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案管理番号	規制の特例事項の内容	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称		
040750	地域防災テレビ特区(災害時におけるテレビ空きチャンネルを利用した地域情報の発信)	電波法第4条、電波法第6条第2項	無線局を開設しようとする者は、総務大臣の免許を受けなければならない。	C		1 現在、関東6県を放送対象地域とするNHK、広域民放5社からの放送に加え、草加市を含む埼玉県全体を放送対象地域とする県域局からの放送も確保されているところであり、埼玉県地域の災害情報の提供は現状においても十分確保されているところ。 2 放送局は、放送法上、災害発生時は、その被害の軽減等に役立つ放送の実施義務が課せられており、また、災害対策基本法及びこれに基づく防災計画も、災害関係情報・警報の伝達機関として重要な役割を課せられている。 埼玉県全体を放送対象地域とする県域局においても、現状、埼玉県と災害対策基本法第57条に基づき「災害時における放送要請に関する協定」を締結しているところであり、埼玉県知事からの放送要請に基づき、速やかにテレビにおいて災害情報に係る放送を行う体制が整っているところ。 3 また、提案のVHF帯域については、当該地域において、現在、周波数事情が極めて逼迫している中、テレビジョン放送に割り当てられている周波数はすべてアナログテレビジョン放送において使用しているため、提案のようなVHF帯域の周波数を新たに割り当てることが物理的に困難。 以上の理由から、提案のような制度を導入することはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C		先の新潟中越地震では、ケーブルテレビを活用した市単位の情報提供が重要な役割を果たした。災害救助等の最前線に立つ「市町村」がテレビを活用できるようにすることは大きな意義がある。当市議会の意思も「災害発生後の的確な避難誘導、救助・復旧活動等に必要情報提供」にある。この趣旨をご理解いただきつつ、次のことについて回答を求めたい。 ① 提案は「放送用周波数は全て放送で使用、とそれ以外の周波数は、各チャンネルの割当て周波数のうち、少なくとも首都圏エリアで使用されていないものがある」と思われるので、この点を明らかにしていただきたい。 ② 提案は「埼玉県レベルでの対応で十分。市町村、70万人が生息する地域での災害時情報提供活動がそれぐらいに本当に考えておられるのか、首都圏全体の災害時地域情報対応という視点もあわせ、ご理解をいただきたい」。 災害発生時における市町村の役割の重要性を直視すれば、その際の市町村単位の地域情報提供の重要性は高まるべきではないと思われる。当市提案に対して、この点を踏まえたい回答をいただきたい。		いたいたご意見等に対する回答は、以下のとおり、 ① 首都圏においては、VHF帯のLow Band(90MHz～108MHz)では1ch及び3ch、VHF帯のHigh Band(170MHz～222MHz)では4ch、6ch、8ch、10ch及び12chが東京タワーから送信されるアナログテレビジョン放送で使用されている。アナログテレビジョン放送で使用しているチャンネルを使用した場合、受信機の特性上、それらのチャンネルの受信に障害が生じてしまうため、1チャンネル分の周波数を空けて使用しているものである。 ② 提案は「埼玉県レベルでの対応で十分。市町村の間で災害放送のための電波を放射した場合には、現在放送されているアナログ放送の受信に障害を与えるとともに、災害放送自体の受信についてもアナログ放送からの障害を受けることから、新たなチャンネルの割当ては物理的に困難である。」 及び「県レベルの対応で十分」とのご指摘は誤解であり、災害発生時にける地域住民への避難指示、情報提供の重要性は十分認識しているところ。 以上の理由から、提案のような制度を導入することはできない。							1252	1252010	電波法に基づく放送事業者の免許制度に特例措置を設け、災害時の対応を目的とし、特区の認定を受けた地方公共団体(主として市町村)がテレビ空きチャンネルを利用してVHF放送ができるようにする。	埼玉県草加市	地域防災テレビ特区(災害時におけるテレビ空きチャンネルを利用した地域情報の発信)
040760	休止タンクに対する消防設備法定点検の緩和	消防法第12条、第14条の3の2、危険物の規制に関する政令第8条の5	製造所、貯蔵所及び取扱所の所有者、管理者又は占有者は、これらの製造所、貯蔵所又は取扱所について、定期に点検しなければならぬ。	C		危険物を完全に除去し、またそのタンクへの危険物流入経路を遮断する等の措置を施しているタンクにおいても、腐食等の発生危険は同様であり、引き続き使用することを前提としている場合には基準を維持することが必要。今後その使用が予定されないものであれば、速やかに廃止廃棄を提出し危険物施設として廃止すべきである。	貴省回答では、休止中であってタンクには腐食等の危険があるため対応不可というところであるが、その危険性については移動中のものと同じと低くなるものではないかと、この点及び右の提案主体からの意見を踏まえ、現行の法定点検項目のうち、休止中であるタンクについては、腐食状況等を含め基準に適合しているかを確認し、その結果を添えて所轄消防へ再使用届けを提出、判断されることで危険な問題は無いと考えます。	C		危険物を完全に除去し、またそのタンクへの危険物流入経路を遮断する等の措置を施しているタンクにおいても、腐食等の発生危険は同様であり、引き続き使用することを前提としている場合には基準を維持することが必要。 ① 休止中であるタンクについては、腐食状況等を含め基準に適合しているかを確認し、その結果を添えて所轄消防へ再使用届けを提出、判断されることで危険な問題は無いと考えます。		再回答はタンク本体の腐食発生を懸念し、技術基準を維持継続する必要性について言及しているが、提案主旨はタンクの消防設備の点検緩和について求めているものである。 休止措置(危険物を除去し、さらに他の危険物系統の切り離しを実施)を施している屋外タンク貯蔵所自体に発生リスクはないこと、また万一再利用する場合には消防設備について機能点検・確認を実施し、必要に応じて修繕を実施する計画であることから、安全面において懸念はないと考えられる。再利用時の点検・修繕という当初提案書で述べた安全確保策にどのような問題があるのでしょうか?	C			1115	1115010	危険物屋外タンク貯蔵所において、危険物を完全に除去しまたそのタンクへの危険物流入経路を遮断する等による消防設備法定点検の免除	関西電力株式会社 堺港発電所	休止タンクに対する消防設備法定点検の緩和			
040770	石油コンビナート事業所におけるオイルフェンス等設置基準の緩和	石油コンビナート等災害防止法第16条第4項、石油コンビナート等災害防止法第16条第1項	石油の貯蔵・取扱量が1万kl以上の第一種事業者で、事業所の敷地の全部若しくは一部が海域に接するもの、又は緊留施設を使用して石油と取扱ものは、オイルフェンス及びオイルフェンス展張船を備え付けなければならない。	C		オイルフェンス及びオイルフェンス展張船の設置については、石油等が海上に流出した場合は、海洋汚染等の環境問題、沿岸住民の漁業被害等、与える影響が非常に大きいことから、防油堤や流出油等防止堤等により石油の流出を一次的に防止する措置をした上で、それでも海上に流出してしまつた場合に対応するに設置を求めているものである。このことから、オイルフェンス及びオイルフェンス展張船は、屋外貯蔵タンクの位置や、流出油等防止堤の設置にかかわらず必要なものである。よって提案については認められない。なお、事業者の説明責任については、事業活動を行う上で当然のことであり、代替措置とはならない。	貴省回答では、オイルフェンス及びオイルフェンス展張船は、屋外貯蔵タンクの位置や、流出油等防止堤の設置にかかわらず必要なものであることであるが、提案にあるようなケースについては、規制対象として通常想定される場合に比べ危険度が低くなるのではないかと、この点および右の提案主体からの意見を踏まえ、現行の規制の一部でも緩和することができないかと、再度検討し、回答されたい。	C		オイルフェンス及びオイルフェンス展張船の敷地が海域に接し又は係留施設を利用して石油を取扱う等、海域と接点を有し、かつ、多量の石油を貯蔵・取扱う第一種事業者の海上防災に対する責務であり、貯蔵施設の設置位置を理由として緩和を認めることはできない。 なお、提案者の意見に「バターンによる事業所は全国的にもほとんど例がなく、また、そのような事業所から石油等の漏洩があった場合には、法第3条の規定により、当該特別防災区域に所在する他の事業所により(当該事業所が海上共同防災組織の構成事業所である場合は当該海上共同防災組織にあり)必要な措置が講ぜられるもの」とある。		本規制の趣旨は十分理解したうえで、「オイルフェンス等の設置は海域に接する第一種事業者の責務」という一律的な適用ではなく、実際の危険物貯蔵量(約2万kl)や流出油等防止堤の効力、海域との離隔距離(約300m)を総合的に勘案したうえで、海上への漏洩リスクが極めて小さいという事情を考慮して柔軟に運用して欲しい」ということが提案趣旨である。海上漏洩リスクは全国一律ではないことから、実態に応じた運用する手段として「特区制度」を利用したいという事業者の思いを理解していただきたい。	C			1116	1116010	石油を取扱う係留施設を持たず、かつ海域に接する区域がレギュレーションに基づく「事務管理施設地区」「用役施設地区、もしくは「その他施設地区」であり、さらに流出油等防止堤が海域に接する箇所に設置されておらず危険物が海上へ流出する恐れのない第一種事業者についてはオイルフェンスならびにオイルフェンス展張船備付義務の免除	関西電力株式会社 堺港発電所	石油コンビナート事業所におけるオイルフェンス等備付基準の緩和			
040780	E3の製造に係る特例措置	消防法第10条	指定数量以上の危険物は、貯蔵所以外の場所でこれを貯蔵し、又は製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。	C		給油取扱所は、燃料を給油するための施設として、その取扱いに伴う危険性に応じた対策を講じて設置されるものであり、危険物の製造等による危険性を前提とした対策が講じられたものではない。よって給油取扱所において、E3の製造を行うことは認められない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C		E3の製造については既にアメリカ等諸外国で相当の実績があり、ガソリンとの混合方法や混合時の安全対策等、技術的な留意点も明らかにされており、現行法令による製造所の位置、構造及び設備の基準を満たさなければ安全性が確保できないと断じることではない。E3の品質保持には水分混入の防止が不可欠であり、そのためには、給油する場所に極力近い所で製造することが望ましい。ガソリンの流通経路に沿って、地域でのE3製造を円滑に進め、また品質を保持するためには、給油所において製造することが最も安価かつ効率的である。等のことから、十分な安全設備を整備することを条件に、製造所としての新たな許可を受けることなく、給油所においてE3の製造を行うことを、特区により認めたい。		給油取扱所は、燃料を給油するための施設として、その取扱いに伴う危険性に応じた対策を講じて設置されるものであり、危険物の製造等による危険性を前提とした対策が講じられたものではない。よって給油取扱所において、E3の製造を行うことは認められない。 なお、E3の製造に伴う危険物の取扱量が指定数量未満の場合には、市町村の火災予防条例の規定に基づき少量危険物取扱場所において取扱いを行うこととなる。				1147	1147020	消防法上、又、消防庁通知「エタノール3%含有ガソリン(E3)を扱う給油所に関する運用上の指針」に示されたE3製造の特例(製造所に関する規制の撤廃)	岡山県、勝山町、久世町	「地産地消型のE3ガソリン」社会実験事業			
040790	季節使用型宿泊施設における簡易な消防設備等の容認事業	消防法第17条第1項消防法施行令第1条	消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。	C		特区として対応不可。 消防法施行令第1条に掲げる防火対象物については、同表に掲げる防火対象物又はその部分について、用途、構造、内装、階又は内容物の別ごとに、その出火危険、火災拡大危険、延焼危険及び人命危険を考慮して危険度の段階を判定し、また、各消防用設備等について、その性能や火災発生時における使用時期等を考慮して、一定の防火対象物又はその部分に一定の消防用設備等を設置することを定めている。 宿泊施設が利用、営業される時期が特定の季節に限られる場合であっても、必要とされる防火安全性は、通常の宿泊施設と同じ水準であるべきであることから、消防用設備等の技術上の基準の特例措置を設けることはできない。	提案主体の「季節使用型宿泊施設」に関して、規模・構造等、一定の要件(小規模であり、近隣家屋等と相当の距離がある宿泊施設であること等)に限ったものについて提案を現実できないかと再度検討し、回答されたい。	C		特区として対応不可。 農家民宿特区は、農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年法律第46号)第14条等に基づき、政府としてグリーンツーリズムを推進する方針を踏まえつつ、一般的に農家は隣接防火対象物と一定の距離が隔離しており、また避難が容易な家屋構造を有している点に着目して特別に譲じた措置であり、ご提案の季節使用型宿泊施設はそのようなものに該当しないと考える。 なお、個別の宿泊施設について、その位置、構造又は設備の状況から判断して、市町村の消防長等が、消防法施行令第32条の規定に基づき、消防用設備等に関する法令の適用除外を行うという運用は可能である。		特区として対応不可。 防火対象物における消防用設備等に係る規制は、単に建物の面積、高さ、構造等や収容人員等により決されるものではなく、防火対象物の利用形態に伴って発生する火災危険性等を総合的に考慮し決定されるものであり、大学については区分して規制する必要がある。	C			1194	1194010	特区区域内において「季節使用型宿泊施設」を営む者に対し、消防法施行令第2章第3節の消防用設備等の設置及び技術上の基準の特例措置を設ける。 特例措置を適用できる消防用設備の範囲1.誘導標識、誘導灯や消防機関へ通報する火災報知設備(「農家民宿における簡易な消防設備等」(容認事業(407))の要件を準用する) キャンプ場、海水浴場等において、特定の季節に限り主に利用、営業される宿泊施設	愛媛県松山市、愛媛県豊後郡中島町	鳥文化あじわい特区構想			
040800	一般の事務棟を大学のキャンパスとして利用する場合についての消防法の緩和	消防法第17条第1項消防法施行令第1条	消防用設備等については、消防法第17条に基づき、消防法施行令第6条及び別表第一に規定する防火対象物ごとに設置し、維持しなければならないこととされている。	C		特区として対応不可。 消防法施行令第1条に掲げる防火対象物については、同表に掲げる防火対象物又はその部分について、用途、構造、内装、階又は内容物の別ごとに、その出火危険、火災拡大危険、延焼危険及び人命危険を考慮して危険度の段階を判定し、また、各消防用設備等について、その性能や火災発生時における使用時期等を考慮して、一定の防火対象物又はその部分に一定の消防用設備等を設置することを定めている。 また、大学等については、防火管理業務に携わることのできる学生がその利用の過半を占めること等から、事業場の使用実態とは、基本的に大きく異なるものである。 このため、一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学について、消防法施行令第1条(十五)の「その他の事業場」に含まれることとすることはできない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C		貴省のご回答では、一般の事業場と大学では消防設備の設置基準が異なる理由は、防火管理業務に携わることのできる学生が利用者の大半を占めることとされている。しかし、最近では一般のオフィスでも、防火管理業務を外部委託する例が多く、防火管理業務に携わることのできる利用者が大半を占めるのは同じといえます。また消火作業の性格上、消火設備基準は設置される建物の類型に従って定められることが適当であり、建物の利用者によりその基準が決定されることが適当とは考えられません。従って、総務省の回答は本件規制を維持する理由にはならないと考えます。		特区として対応不可。 防火管理業務の外部委託については、消防法施行令第3条第2項により、共同住宅その他勤務先で定める防火対象物で、管理又は監督が他の単位にない学生が当該防火対象物の大半を占めることその他の事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができず、消防長又は消防署長が認めるものについての対応が必要とされている。外部委託を一般に全ての防火対象物において行うことができないこととはしていない。 また、大学等については、消防法施行規則第46条第3項に規定する防火対象物としていない学生が多数を占めることとされている。また、大学と事業場においては消防法施行規則第46条第3号の規定により応急消火業務とされている勤務者が多数を占めており、大学と事業場は異なる規制を要する必要がある。 なお、防火対象物における消防用設備等に係る規制は、防火対象物の利用形態、面積、階、構造等や収容人員等に応じた火災危険性から決定されるものである。		消防法施行規則46条により多数の勤務者が応急消火義務者とされているというご回答ですが、かかる事実を殆ど周知されておらず、その点に差異を認めたくして規制を設けて、防火対策の地見からは意味がないと思われず、上記義務者の有無は規制の根拠とはならないと思われず。	C			1246	1246020	一般の事務棟をキャンパスとして利用する大学については、消防法施行令第1条(七)の規定の「大学」から除外し、消防法施行令第1条(十五)の「その他の事業場」に含まれることとします。	株式会社東京リーガルマインド	株式会社大学特区	